

職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 俸給（第4条－第12条）
- 第3章 諸手当（第13条－第41条）
- 第4章 休職者の給与（第42条－第43条）
- 第5章 育児休業者等の給与（第44条－第45条）
- 第5章の2 任期付職員の給与の特例（第45条の2－第45条の4）
- 第5章の3 定年前再雇用短時間勤務職員の給与の特例（第45条の5－第45条の6）
- 第5章の4 満60歳に達した職員の給与の特例（第45条の7－第45条の13）
- 第6章 補則（第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第48条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 センターに常時勤務しない職員については、常勤の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより給与を支給する。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、次の各号に掲げる金額を控除し、その残額を現金で支払わなければならない。ただし、職員が同意した場合には、給与の全部又は一部を当該職員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

(1) 源泉所得税

- (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (5) 厚生年金保険料
- (6) その他必要と認められるもので職員代表と協定したもの

第2章 俸給

（俸給）

第4条 俸給は職員就業規則（平成18年規程第13号。以下「就業規則」という。）第31条第1項に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

- 2 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

（俸給表）

第5条 俸給表は、別表第1及び第2のとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 2 職員（別表第2の適用を受ける職員を除く。）の職務の級の分類は、級別標準職務表（別表第3）のとおりとする。

（俸給の支給定日）

第6条 俸給の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、支給定日はその月の20日（その日が就業規則第35条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 職員が給与期間中俸給の支給定日以後において採用された場合は、翌月の支給定日に俸給を支給する。
- 3 職員が退職又は死亡した場合には、その際に俸給を支給する。

（俸給の日割計算）

第7条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、昇格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から就業規則第35条第1項第1号に規定する日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前項の規定は、職員が休職等を命ぜられた場合又は休職等の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給の支給について準用する。

（俸給の半減）

第8条 職員が病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置の開始の日から起算して90日を超えて

引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずる。

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の初任給は、別に定める場合を除き、初任給基準表(別表第4)に従い決定する。

- 2 前項の初任給基準表の学歴欄に掲げる学歴を超える学歴又はその職務について有用な免許、経験等を有する者を新たに職員に採用する場合は、その者の学歴、免許、経験等に応じ、他の職員との均衡を考慮して、同表の初任給欄に掲げる職務の級号俸より上位の職務の級号俸に決定することができる。

(昇格)

第10条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格要件を充たした者は、その者の資格に応じて1級上位の職務の級に昇格させることができる。ただし、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、その必要に応じて2級以上上位の職務の級に昇格させることができる。

- 2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、昇格させようとする職員が現に属する職務の級における在級期間が1年未満であっても、昇格させることができる。
- 3 第1項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者が昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表(別表第4の2)の昇格後の号俸欄に掲げる号俸とする。
- 4 第1項ただし書きの規定により職員を2級以上上位の職務の級に昇格させた場合における前項の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給)

第11条 別表第1の適用を受ける職員の昇給は、毎年1月1日にその年の前年9月30日以前の1年間におけるその勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下この条において「別表第1の7級以上の職員」という。))にあっては3号俸)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、2号俸とする。ただし、当該職員のうち、60歳を超える職員及び別表第1の7級以上の職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはない。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(降格・降号)

第11条の2 理事長は、別に定めるところにより、降格又は降号の事由に該当する職員を降格又は降号させることができる。

2 前項の規定により職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者が降格した日の前日に受けていた号俸に対応する降格時号俸対応表（別表第4の3）の降格後の号俸欄に掲げる号俸とする。

3 第1項の規定により職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 第1項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、その者が降号した日の前日に受けていた号俸より2号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあっては、当該最低の号俸）とする。

（俸給の調整額）

第12条 センターに出向してきた職員のうち、センターから給与の支給を受ける者について、別表第1の俸給表によることにより出向前に比して不利益が生じる場合には、別に定めるところにより、俸給の調整額を支給することができる。

2 センターは、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職務に比して著しく特殊な職務に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

3 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、別表第2の適用を受ける職員のうち6号以上の俸給を受ける職員には、これを支給しない。また、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員のうちその職務の級が9級以上である者（以下「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第14条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を所定の扶養親族届に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

（扶養手当の支給開始及び終了）

第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日

の属する月) から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級以上職員以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(扶養手当の支給日)

第16条 扶養手当の支給については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の扶養手当の支給については、その支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等の理由により、その日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

(扶養手当の事後の確認)

第17条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員が第13条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(役職手当)

第18条 役職手当は、別表第5に掲げる職員について、下表に掲げる額(就業規則第3条の4の規定により再雇用された者(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。))については、下表に掲げる額に、就業規則第31条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。))を支給する。

職務の級	区 分	役職手当の月額	
		定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	定年前再雇用短時間勤務職員
10 級	I 種	139,300円	133,600円

9 級	I 種	130,300円	112,900円
	II 種	104,200円	90,300円
8 級	I 種	117,100円	99,800円
	II 種	94,000円	79,800円
	III 種	82,200円	69,800円
7 級	II 種	88,500円	72,900円
	III 種	77,400円	63,800円
	IV 種	66,400円	54,700円
6 級	III 種	72,700円	56,200円
	IV 種	62,300円	48,200円
	V 種	51,900円	40,100円
5 級	IV 種	59,500円	44,300円
	V 種	49,600円	36,900円
4 級	IV 種	55,500円	41,900円
	V 種	46,300円	34,900円

- 2 第45条の7の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「下表に掲げる額」とあるのは、「下表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第42条第1項の場合及び職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。
- 4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職又は死亡した場合を含む。）におけるその月の役職手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。

（地域手当）

第19条 地域手当は、別表第6に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 1 級地 100分の20
 - (2) 2 級地 100分の16
 - (3) 3 級地 100分の12
 - (4) 4 級地 100分の8
 - (5) 5 級地 100分の4
- 3 別表第6に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これ

らの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6か月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に勤務する地域が別表第6に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間(この項各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間)、当該異動の日の前日に勤務していた地域に勤務するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当(当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当)の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 100分の100
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 100分の80
 - (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 100分の60
- 4 新たに職員となった者の地域手当の支給については、採用の事情及び当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。

(広域異動手当)

第19条の2 職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は勤務する事務所が移転した場合において、当該異動等に係る事務所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた事務所の所在地と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動

等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員であつた者（以下「国家公務員等」という。）から引き続き職員となつた者であつて、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、前2項の規定に準じて広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第19条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 新たに職員となつた者の広域異動手当の支給については、採用の事情及び当該勤務することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して第1項ないし第3項の規定により広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、前4項の規定に準じて広域異動手当を支給することができる。

（特地勤務手当）

第19条の3 職員が異動に伴つて住居を移転した場合において、当該異動の直後に、生活の著しく不便な地に所在する別表第8に掲げる地域（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、職員が特地事務所に勤務することとなつた日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

1 級地	100分の8
2 級地	100分の12
3 級地	100分の20

（特地勤務手当と地域手当の調整）

第19条の4 特地事務所に勤務する職員には、第19条に規定する地域手当の額の限度額において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第19条の5 職員が異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所が特地事務所又は別表第9に掲げる地域（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動の日から6年以内の期間、異動の日を受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（第19条の6において「異動の日の俸給等の合計額」という。）に次表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額（第19条の6において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

期間等の区分	事務所の区分	支給割合	
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地事務所	1 級地	100 分の 5
		2 級地 3 級地	100 分の 6
	準特地事務所	100 分の 4	
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間	特地事務所	100 分の 4	
	準特地事務所		
異動等の日から起算して5年に達した後から6年に達するまでの間	特地事務所	100 分の 2	
	準特地事務所		

2 前項の手当は、職員が特地事務所又は準特地事務所以外の地域に所在する事務所に異動した場合には、当該異動の前日をもってその支給は終わる。

(特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整)

第19条の6 前条第1項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち第19条の2の規定により広域異動手当を支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動の日の俸給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、前条第1項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額（その額が上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

- (1) 100分の2を超える支給割合 100分の2
- (2) 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

(端数計算)

第19条の7 第19条の3の規定による特地勤務手当の月額又は第19条の5第1項若しくは第19条の6の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、別表第2の適用を受ける職員のうち6号以上の俸給を受ける職員には、これを支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- (2) 第30条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（第3項に規定する住宅等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員には、住居手当を支給しない。

- (1) センターの借上げ宿舎に入居している職員

- (2) 国家公務員宿舎等に入居している職員

- (3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員（住居の届出）

第21条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の住居届により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

（住居届の確認及び住居手当の月額の決定）

第22条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第20条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 前項の規定による確認をするに当たっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（住居手当の支給の開始及び終了）

第23条 住居手当の支給は、職員が新たに第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第21条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その

届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当の事後の確認）

第24条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第20条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当）

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等を考慮して以下の区分に応じ、次に掲げる額

ア 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額

イ 前項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（前記アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 前項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（前記アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

- 3 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及びこれに準ずると認める住居その他直前の住居に相当するものとしてセンターが認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及びこれに準ずると認める住居その他直前の住居に相当するものとしてセンターが認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条及び第28条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

（通勤方法等の届出）

第26条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、所定の様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合についても同様とする。

（通勤手当の支給開始及び終了）

第27条 通勤手当の支給は、職員に新たに第25条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定す

る場合における支給額の改定について準用する。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、月の途中で新たに職員となった者の当該月の通勤手当については、職員となった日から支給する。この場合の通勤手当の額は、その月の現日数から就業規則第35条第1項に規定する日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当を支給できない場合)

第28条 第25条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、第25条第7項に規定する支給単位期間又は別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間（以下この条及び第41条第3項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後の確認)

第29条 センターは、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第25条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(単身赴任手当)

第30条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに職員になったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当の事後の確認)

第31条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確

認するものとする。

- 2 前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(超過勤務手当)

第32条 職員が休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
 - (2) 休日における勤務 100分の135
 - (3) 正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び法定外休日において勤務した時間の累計が月60時間を超えた場合における正規の勤務時間を超える勤務及び法定外休日における勤務 100分の150
- 2 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務に対する前項の適用については、「100分の100」とする。
 - 3 第1項の規定は、第18条第1項に規定する職員及び別表第2の適用を受ける職員には適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合には、この限りでない。
 - 4 第1項、第2項及び前項ただし書きに掲げる、それぞれの勤務の区分の1か月における時間数の合計に、1時間未満の端数がある場合には、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時間に切り上げるものとする。

(端数計算)

第33条 前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額とする。

- 2 前項に規定する1年間の起算日は、1月1日とする。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第32条第3項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務運営の必要により就業規則第35条に規定する休日又は振替休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、第18条第 1 項に規定する職員にあっては12,000円を超えない範囲内において別に定める額、別表第 2 の適用を受ける職員にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第36条 寒冷地手当は、別表第 7 に所在する事務所に勤務する職員に対し、別に定める基準により支給する。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第34条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(期末手当)

第38条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表(1)に定める職員にあっては、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）を基礎として、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 役職段階別加算割合

職員の区分	加算割合
別表第 2 の適用を受ける職員	100分の20
別表第 1 の 8 級以上に在級する者	100分の20
別表第 1 の 7 級・ 6 級に在級する者	100分の15
別表第 1 の 5 級・ 4 級に在級する者	100分の10
別表第 1 の 3 級に在級する者	100分の 5

(2) 管理職加算割合

職員の区分	職務の級	加算割合
-------	------	------

別表第2の適用を受ける職員	全ての号	100分の25
別表第5のⅠ種欄記載の職位にある職員	別表第1の7級以上	100分の25
別表第5のⅡ種欄記載の職位にある職員		100分の15

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 職員が基準日前1か月以内に退職し、引き続き国家公務員等となった場合は、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

4 基準日以前6か月以内の期間において国家公務員等が退職し、引き続き職員となった場合は、国家公務員等として在職した期間を職員として在職した期間に算入し在職期間を算定する。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対しその者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項の表(1)に定める職員にあっては、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（第38条第2項の表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基礎として、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

期間率

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90

4 か月15日以上 5 か月未満	100分の80
4 か月以上 4 か月15日未満	100分の70
3 か月15日以上 4 か月未満	100分の60
3 か月以上 3 か月15日未満	100分の50
2 か月15日以上 3 か月未満	100分の40
2 か月以上 2 か月15日未満	100分の30
1 か月15日以上 2 か月未満	100分の20
1 か月以上 1 か月15日未満	100分の15
15日以上 1 か月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
0	0

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
この場合において前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め)

第40条 期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

(諸手当の支給定日)

第41条 役職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。ただし、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、一の月の分を次の月における俸給の支給定日に支給する。

- 2 住居手当及び単身赴任手当の支給については、第6条の規定を準用する。ただし、その支給定日までに住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、支給定日後において支給することができる。
- 3 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の第6条に規定する支給定日に支給し、その他の場合については第6条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、支給定日までに第26条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後において支給することができる。

第4章 休職者の給与

(休職者の給与)

第42条 職員が職務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。
- 4 就業規則第8条第1項の規定により休職を命ぜられた職員のうち、理事長が特に必要があると認める者については、その休職の期間中、これに俸給等の100分の100以内を支給することができる。

（復職時における俸給月額調整）

第43条 休職を命ぜられた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、別に定めるところにより号俸を調整することができる。

第5章 育児休業者等の給与

（育児休業者の給与）

第44条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、育児休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第45条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 任期付職員の給与の特例

（任期付職員に適用される俸給表）

第45条の2 就業規則第3条の2の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）に適用する俸給表は、別表第1とする。ただし、任期付職員のうち弁護士資格を有するものに適用する俸給表は、別表第2とすることができる。

（任期付職員の初任給の特例）

第45条の3 新たに任期付職員となった者の初任給は、その者の従事する職務の内容、採用の事情等を考慮して理事長が個別に定める。

（満60歳に達した任期付職員に適用される俸給）

第45条の4 任期付職員（別表第2の適用を受ける職員を除く。）が満60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額は、別表第1の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の従事する職務の内容を考慮して理事長が個別に定めた職務の級に応じた額とする。

第5章の3 定年前再雇用短時間勤務職員の給与の特例

(定年前再雇用短時間勤務職員に適用される俸給)

第45条の5 定年前再雇用短時間勤務職員の俸給月額、別表第1の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の従事する職務の内容、再雇用の事情等を考慮して理事長が個別に定めた職務の級に応じた額に、就業規則第31条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給与に関する特例)

第45条の6 第13条の規定は定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

第5章の4 満60歳に達した職員の給与の特例

(満60歳に達した職員に適用される俸給)

第45条の7 職員の俸給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日(第45条の9において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 別表第2の適用を受ける職員のうち6号以上の俸給を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「50円」とあるのは「500円」と、「100円」とあるのは「1,000円」とする。

(適用除外)

第45条の8 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 別表第1のうち定年前再雇用短時間勤務職員の欄が適用される職員
- (2) 就業規則第7条の4第1項又は第2項の規定により第7条の2第1項に規定する異動期間(第7条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された第7条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 就業規則第13条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員(就業規則第13条第1項第2号に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第45条の9 就業規則第7条の2に規定する他の役職に異動した職員であつて、当該他の役職に異動した日(以下この条及び第45条の11において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第45条の7の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この条において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、特定日以後、第45条の7の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第45条の10 前条の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合

計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第45条の11 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第45条の7の規定の適用を受ける職員に限り、第45条の9に規定する職員を除く。）であつて、同条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第45条の12 第45条の9又は前条の規定による俸給を支給される職員以外の第45条の7の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第45条の13 第45条の9又は前2条の規定による俸給を支給される職員に対する第38条第2項及び第39条第2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と第45条の9、第45条の11又は第45条の12の規定による俸給の額との合計額」とする。

第6章 補則

（補則）

第46条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センターの他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 センター設立の日（平成18年4月10日）に採用された職員（国家公務員等を除く。）については、第15条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、扶養手当及び住居手当を支給することができる。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（役職手当に関する経過措置）

- 2 第18条第1項の規定により役職手当の支給を受ける職員のうち、改正後の規定による役職手当の額が改正後の規定の施行の前日に適用されていた役職手当の額に達しないこととなる職員には、別に定めるところにより支給する。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 第19条の2の規定は、センター設立の日（平成18年4月10日）から施行の日の前日（平成

19年3月31日)までの間に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又はこれに準ずる場合についても適用することができる。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から3年を経過するまでの間」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後3年を経過するまでの間」とする。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第29号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び第13条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 附則第2項の規定は、改正後の規程の施行日に在職している職員に適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年規程第15号)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第19号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第34号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成21年12月1日から適用する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第38条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。なお、この特例措置は、規程別表第1の俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級・号俸が次に掲げるものである職員(以下「減額改定対象外職員」という。)については適用しない。

1 級1号俸から56号俸まで

2 級1号俸から24号俸まで

3 級1号俸から8号俸まで

- (1) 平成21年4月1日(その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日

(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

4 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(日本司法支援センター平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成22年規程第31号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の規定は、平成22年12月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第38条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。なお、この特例措置は、規程別表第1の俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級・号俸が次に掲げるものである職員(以下「減額改定対象外職員」という。)については適用しない。

1 級1号俸から93号俸まで

2 級1号俸から64号俸まで

3 級1号俸から48号俸まで

4 級1号俸から32号俸まで

5 級1号俸から24号俸まで

6 級1号俸から16号俸まで

7 級1号俸から4号俸まで

(1) 平成22年4月1日(その日の翌日以降に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た

額

- 4 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等について)

- 5 55歳を超える職員（別表第1の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以下であるもの及び別表第2の適用を受ける職員で、その職務の号が9号以上であるものを除く。）に対する俸給月額支給にあたっては、次の各号に掲げる額を減じた額とする。

- (1) 当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。
- (2) (1)の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、(1)により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。広域異動手当の支給にあたっても同様とする。
- (3) (1)の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給にあたっては、(1)及び(2)に準ずる。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第36号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年規程第10号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年規程第8号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第38条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。なお、この特例措置は、規程別表第1の俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級・号俸が次に掲げるものである職員（以下「減額改定対象外職員」という。）については適用しない。

1 級 1 号俸から93号俸まで

2 級 1 号俸から76号俸まで

3 級 1 号俸から60号俸まで

4 級 1 号俸から44号俸まで

5 級 1 号俸から36号俸まで

6 級 1 号俸から28号俸まで

7 級 1 号俸から16号俸まで

8 級 1 号俸から4号俸まで

- (1) 平成23年4月1日（その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（改正後の規程第30条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 前項第1号に掲げる額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（平成24年4月から平成26年3月末までに支給される給与に関する特例措置）
- 4 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる左欄に掲げる俸給表及び同表中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級及び号俸	割合
別表1 適用職員	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
別表2 適用職員	全ての号俸	100分の9.77

- 5 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに役職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 特勤勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (5) 特勤勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

- (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (8) 規程第42条により支給される給与

当該職員に適用される次のアからエに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額

ア 規程第42条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 規程第42条第2項 前項並びに(2)、(3)及び(6)に定める額に同条第2項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 規程第42条第3項 前項並びに(2)、(3)及び(6)に定める額に同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 規程第42条第4項 前項並びに(2)、(3)及び(6)に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 6 特例期間においては、規程第32条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの額は、規程第34条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 7 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（日本司法支援センター平成24年規程第16号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年規程第19号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 別表7の青森県八戸市の次に青森県むつ市を加える改正は、平成23年11月1日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第8号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第11号）

この規程は、平成25年7月18日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年規程第8号）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年規程第13号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月10日から施行する。

2 改正後の第25条第3項の規定及び別表第1は、平成26年12月1日から適用する。

3 前項の規定は、同項の適用日に在職している職員に適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

4 平成27年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、「2号俸」とあるのは「1号俸」とし、同条第3項中「特に良好な場合」とあるのは、「極めて良好な場合」とする。

附 則 (日本司法支援センター平成27年規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、前項の施行による俸給の切替えにより、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(55歳を超える職員(別表第1の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))で、その職務の級が5級以下であるもの及び別表第2の適用を受ける職員で、その職務の号が9号以上であるものを除く。(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

5 切替日から平成28年3月31日までの間における第19条第2項の地域手当の支給割合については、別表第6の2のとおりとする。

(広域異動手当に関する特例)

6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第19条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(地域手当に関する経過措置)

7 第1項の施行の際現に第19条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の職員給与規程第19条の規定の適用を受けている職員が切替日にその勤務する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の勤務する事務所が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に

係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項における「当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合」及び「当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合」は、いずれも切替日の前日における職員給与規程第19条第2項で定める地域手当の支給割合とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 8 切替日前に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 9 寒冷地手当に関する経過措置については、寒冷地手当の支給に関する細則における附則（日本司法支援センター平成27年細則第9号）において定める。

（補則）

- 10 前9項に定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は、センターの他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

別表第6の2（第19条及び附則第5項関係）

地域手当の支給割合

支給割合	都道府県	支給地域
100分の18	東京都	特別区
100分の15	大阪府	大阪市
100分の13	東京都	八王子市
	埼玉県	さいたま市
	神奈川県	横浜市 川崎市
	愛知県	名古屋市
100分の12	東京都	立川市
100分の11	千葉県	千葉市
100分の10	茨城県	水戸市
	千葉県	松戸市
	滋賀県	大津市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市
	兵庫県	神戸市 尼崎市
	奈良県	奈良市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100分の8	茨城県	牛久市

100分の 6	宮城県	仙台市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市 沼津市
	三重県	津市
100分の 5	神奈川県	小田原市
100分の 4	岐阜県	岐阜市
	愛知県	岡崎市
	兵庫県	明石市
	和歌山県	和歌山市
	香川県	高松市
100分の 3	北海道	札幌市
	群馬県	前橋市
	埼玉県	熊谷市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市 松本市
	静岡県	浜松市
	兵庫県	姫路市
	岡山県	岡山市
	福岡県	北九州市
	長崎県	長崎市
100分の 1	新潟県	新潟市
	徳島県	徳島市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則（日本司法支援センター平成27年規程第20号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年規程第4号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月15日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第6の2は、平成27年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、平成28年2月1日において在職している職員に適用する。

(地域手当に関する経過措置)

4 平成28年4月1日(以下「変更日」という。)現在において、現に第19条第3項の規定の適用を受けている職員(附則(日本司法支援センター平成27年規程第9号)第7項の適用を受けている職員を除く。)に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び変更日の前日において第19条の規定の適用を受けている職員が変更日にその勤務する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の勤務する事務所が変更日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項における「当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合」及び「当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合」は、いずれも変更日の前日における職員給与規程別表第6の2で定める地域手当の支給割合とする。

5 前項の規定及び改正後の第30条第2項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表第6の2(第19条及び附則第5項関係)

地域手当の支給割合

支給割合	都道府県	支給地域
100分の18.5	東京都	特別区
100分の15.5	大阪府	大阪市
100分の15	神奈川県	横浜市 川崎市
100分の14	東京都	八王子市
	埼玉県	さいたま市
	愛知県	名古屋市
100分の13	千葉県	千葉市
100分の12	東京都	立川市
100分の10.5	兵庫県	神戸市
100分の10	茨城県	水戸市 牛久市
	千葉県	松戸市
	滋賀県	大津市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市
	兵庫県	尼崎市
	奈良県	奈良市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100分の7	神奈川県	小田原市
100分の6	宮城県	仙台市
	栃木県	宇都宮市

	埼玉県	川越市
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市 沼津市
	三重県	津市
100分の 5	岐阜県	岐阜市
	愛知県	岡崎市
	兵庫県	明石市
	和歌山県	和歌山市
	香川県	高松市
100分の 3	北海道	札幌市
	群馬県	前橋市
	埼玉県	熊谷市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市 松本市
	静岡県	浜松市
	兵庫県	姫路市
	岡山県	岡山市
	福岡県	北九州市
	長崎県	長崎市
100分の 2	新潟県	新潟市
	岐阜県	可児市
	徳島県	徳島市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則（日本司法支援センター平成28年規程第32号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項及び第3項は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第18条第1項、別表第1及び別表第2は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 前項の規定は、平成28年12月1日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター平成29年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の職員給与

規程（以下「新規程」という。）別表第1及び別表第2は平成29年12月1日に在籍している職員を対象者として平成29年4月1日から、新規程第13条第3項及びこの規程の附則第5項は平成30年4月1日から、それぞれ適用する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 平成30年1月1日における昇給に関する第11条第1項の規定の適用については、同項中「その年の前年9月30日以前の」とあるのは、「同日前」とする。平成31年1月1日現在において、別表第1の適用を受ける職員で同日その職務の級が3級以下であるものについては、平成31年1月1日における昇給に関する同規定の適用も同様とする。

（任期付職員に関する経過措置）

- 3 職員就業規則の一部を改正する規程（平成29年規程第19号）附則第3条第1項前段の規定により就業規則第3条の3第3項及び第63条の2第3項ただし書き中「満60歳」とあるのを「満65歳」とされる任期付職員の給与は、再雇用職員の例により支給する。
- 4 職員就業規則の一部を改正する規程（平成29年規程第19号）附則第3条第1項後段の規定により就業規則第3条の3第3項及び第63条の2第3項ただし書き中「満60歳」とあるのを「満65歳」とされる任期付職員が満60歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて引き続き在職するときは、同日に職員退職手当規程（平成18年規程第5号）の定めに従い退職手当を支給する。この場合において、当該任期付職員が満60歳に達する日以後の最初の4月1日以降の給与は、再雇用職員の例により支給する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

- 5 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（日本司法支援センター平成30年規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（二本松出張所に勤務する職員についての特則）

- 2 職員就業規則（平成18年規程第13号。以下「就業規則」という。）第35条第1項の規定にかかわらず、福島地方事務所二本松出張所に勤務する職員について第6条及び第41条を適用する場合における就業規則第35条第1項第1号の休日は、「日曜日及び土曜日」とする。

附 則（日本司法支援センター平成30年規程第17号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月18日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、平成30年12月1日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター平成31年規程第3号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和元年11月22日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター令和2年規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 施行の日の前日において改正前の第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別途定める。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第10号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第20号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和4年規程第28号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年12月16日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年12月1日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター令和5年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（任期付職員に関する経過措置）
- 2 第45条の4の規定を適用される任期付職員については、令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間において、次の表に掲げる期間に同表の右欄に掲げる年齢に達した日後にお

ける最初の４月１日以後、第13条、第19条の３、第19条の５、第20条及び第36条の規定は適用しない。

令和５年３月３１日まで	満60歳
令和５年４月１日から令和７年３月31日まで	満61歳
令和７年４月１日から令和９年３月31日まで	満62歳
令和９年４月１日から令和11年３月31日まで	満63歳
令和11年４月１日から令和13年３月31日まで	満64歳

- ３ 第45条の４の規定を適用される任期付職員に支給される期末手当及び勤勉手当については、令和５年４月１日から令和14年３月31日までの間において、前項の表に掲げる期間に同表の右欄に掲げる年齢に達した日後における最初の４月１日以後、定年前再雇用短時間勤務職員の例により支給する。

附 則（日本司法支援センター令和５年規程第14号）
（施行期日等）

- この規程は、令和５年12月15日から施行する。
- 改正後の別表第１及び別表第２は、令和５年４月１日から適用する。
- 前項の規定は、令和５年12月１日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター令和６年規程第７号）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和６年規程第９号）
この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和７年規程第１号）
（施行期日等）

- この規程は、令和７年１月16日から施行する。
- 改正後の別表第１及び別表第２は、令和６年４月１日から適用する。
- 前項の規定は、令和６年12月１日において在職している職員に適用する。

附 則（日本司法支援センター令和７年規程第５号）
（施行期日）

- この規程は、令和７年４月１日から施行する。
（号俸の切替え）

- 令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において別表第１の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 切替日から令和８年３月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第１項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る

扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「／(5) 重度心身障害者／(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中「9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「8級職員にあつては、扶養親族たる配偶者を除き、9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」と、「9級以上職員以外の」とあるのは「8級」と、「扶養親族たる父母等がある場合」とあるのは「扶養親族たる父母等がある場合、9級職員から別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下である者（以下「7級以下職員」という。）となった職員に扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等がある場合、8級職員から7級以下職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合」と、同条第1号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等」と、「を除く。」とあるのは「及び8級職員に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。」と、同条第2号中「及び9級以上職員に」とあるのは「、9級以上職員に扶養親族たる配偶者又は」と、「至った者がある場合」とあるのは「至った者がある場合及び8級職員に扶養親族たる配偶者たる要件を欠くに至った者がある場合」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第15条の規定の適用については、同条第1項中「9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「8級職員にあつては、扶養親族たる配偶者を除き、9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」と、「9級以上職員から9級以上職員以外の」とあるのは「9級以上職員から8級」と、「その職員が9級以上職員以外の」とあるのは「その職員が8級」と、「職員となった日、」とあるのは「職員となった日、9級以上職員から7級以下職員となった職員に扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以下職員となった日、8級職員から7級以下職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがいずれもないときはその職員が7級以下職員となった日、」と、「9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に」とあるのは「9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者又は」と、「9級以上職員となった日、」とあるのは「9級以上職員となった日、7級以下職員から8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがいずれもないときはその職員が8級職員となった日、」と、同条第2項第2号中「9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「8級職員にあつては、扶養親族たる配偶者を除き、9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」と、同項第3号中「9級以上職員以外の職員となった場合」とあるのは「9級以上職員以外の職員となった場合、扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる

子で前条の規定による届出に係るものがある 9 級以上職員が 7 級以下職員となった場合並びに扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある 8 級職員が 7 級以下職員となった場合」と、同項第 4 号中「9 級以上職員以外の」とあるのは「7 級以下」と、同項第 5 号中「9 級以上職員となった場合」とあるのは「9 級以上職員となった場合、扶養親族たる子があり、かつ、扶養親族たる配偶者で前条の規定による届出に係るものがある 7 級以下職員が 8 級職員又は 9 級以上職員となった場合並びに扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある 7 級以下職員が 8 級職員となった場合」と、同項第 6 号中「職員で 8 級職員及び 9 級以上職員以外のもの」とあるのは「7 級以下職員」とする。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 19 条第 2 項の地域手当の支給割合については、別表第 6 の 2 のとおりとする。

(令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 19 条第 3 項の適用については、「改定された場合」とあるのは、「改定され、改定前の地域手当の支給割合を超えた場合」として同条の規定を適用する。

(切替日前に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置)

- 8 切替日の前日までに異動等のあった職員については、第 19 条第 3 項中、「から 3 年」とあるのは「から 2 年」と、同項中「／(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100 分の 80／(3) 当該異動の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間（前 2 号に掲げる期間を除く。） 100 分の 60」とあるのは「「(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100 分の 80」として同条の規定を適用する。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 改正後の第 25 条第 4 項及び第 30 条第 3 項の規定は、切替日前に新たに職員となった者にも適用する。

(附則の改正)

- 10 日本司法支援センター令和 5 年規程第 3 号附則第 2 項中、「第 13 条、第 19 条の 3、第 19 条の 5、第 20 条及び第 36 条」を「第 13 条」に改める。

(補則)

- 11 前 10 項に定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は、センターの他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

別表第 6 の 2（第 19 条及び附則第 6 項関係）

地域手当の支給割合

支給割合	都道府県	支給地域
100 分の 20	東京都	特別区
100 分の 16	神奈川県	横浜市 川崎市

	大阪府	大阪市
100分の15	東京都	八王子市
100分の14	東京都	立川市
	埼玉県	さいたま市
	千葉県	千葉市
	愛知県	名古屋市
100分の11	神奈川県	小田原市
	大阪府	堺市
	茨城県	牛久市
	兵庫県	神戸市
100分の9	千葉県	松戸市
	茨城県	水戸市
	京都府	京都市
	兵庫県	尼崎市
	奈良県	奈良市
	滋賀県	大津市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100分の7	埼玉県	川越市
	静岡県	静岡市
	愛知県	岡崎市
	宮城県	仙台市
100分の5	栃木県	宇都宮市
	静岡県	沼津市
	山梨県	甲府市
	和歌山県	和歌山市
	三重県	津市
	岐阜県	岐阜市
	香川県	高松市
100分の4	京都府	福知山市
100分の3	埼玉県	熊谷市
	群馬県	前橋市
	静岡県	浜松市
	長野県	長野市
	兵庫県	姫路市
	石川県	金沢市

	富山県	富山市
	岡山県	岡山市
	福岡県	北九州市
	北海道	札幌市
100分の2	埼玉県	秩父市
	茨城県	下妻市
	静岡県	下田市
	奈良県	吉野郡大淀町
	新潟県	新潟市
	岐阜県	可児市
	福井県	福井市
	長崎県	長崎市
	徳島県	徳島市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表（附則（令和7年規程第5号）第2項関係）
号俸の切替表

職務の級								
旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				

職務の級								
旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

別表第1（第5条関係）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							

別表第 2（第 5 条関係）

号	俸 給 月 額
1 号	408,600 円
2 号	432,100 円
3 号	453,300 円
4 号	488,300 円
5 号	516,900 円
6 号	530,100 円
7 号	577,000 円
8 号	598,000 円
9 号	621,000 円
10号	644,000 円
11号	670,000 円
12号	694,000 円
13号	717,000 円
14号	740,200 円
15号	762,400 円
16号	787,600 円
17号	808,800 円
18号	829,000 円
19号	851,400 円
20号	898,500 円
21号	941,200 円
22号	998,200 円

備考 この表は出向前において裁判官・検察官の給与月額表の適用を受けていた者及び指定職俸給表の適用を受けていた者に適用する。

別表第3（第5条関係）

級別標準職務表

1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4 級	1 地方事務所又は支部の事務局長の職務 2 地方事務所又はコールセンターの課長又は室長の職務 3 地方事務所出張所の主幹の職務 4 困難な業務を処理する係長の職務
5 級	1 本部の課長補佐又は室長補佐の職務 2 地方事務所の困難な業務を処理する事務局長の職務 3 地方事務所の困難な業務を処理する課長の職務 4 コールセンター長補佐の職務
6 級	1 本部の課長又は室長の職務 2 本部の困難な業務を処理する課長補佐又は室長補佐の職務 3 規模の大きい地方事務所の事務局長の職務 4 地方事務所の部長の職務 5 コールセンター長の職務
7 級	1 本部の副部長の職務 2 本部の困難な業務を処理する課長又は室長の職務 3 特に規模の大きい地方事務所の事務局長の職務
8 級	1 本部の部長の職務 2 本部の困難な業務を処理する副部長の職務
9 級	1 本部の事務局次長の職務 2 本部の特に困難な業務を処理する部長の職務
10級	本部の事務局長の職務
備考	
1 この表において「特に規模の大きい地方事務所」とは、東京地方事務所及び大阪地方事務所をいう。	
2 この表において、「規模の大きい地方事務所」とは、神奈川地方事務所、埼玉地方事務所、千葉地方事務所、静岡地方事務所、京都地方事務所、兵庫地方事務所、愛知地方事務所、広島地方事務所、福岡地方事務所、宮城地方事務所及び札幌地方事務所をいう。	

別表第 4 （第 9 条関係）

初任給基準表

学 歴	初任給
大学卒	1 級25号俸
短大卒	1 級15号俸
高校卒	1 級 5 号俸

別表第 4 の 2 （第10条関係）
昇格時号俸対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

別表第 4 の 3 （第11条の 2 関係）
降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

別表第 5（第18条関係）

区 分	役 職
I 種	本部事務局長（本部事務局長相当職を含む。） 本部事務局次長
II 種	本部部長（部長相当職を含む。） 東京・大阪各地方事務所事務局長
III 種	本部課室長（課室長相当職を含む。） 地方事務所部長 神奈川・埼玉・千葉・静岡・京都・兵庫・愛知・広島・福岡・宮 城・札幌各地方事務所の事務局長（ただし、職務の級が 6 級以上 の者に限る。） コールセンター長
IV 種	III 種区分以外の地方事務所事務局長 多摩・北九州各支部事務局長
V 種	IV 種区分以外の支部事務局長

別表第 6（第19条関係）

地域手当支給地域

級地	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地		東京都：特別区
2 級地	東京都	神奈川県：横浜市、川崎市
		大阪府：大阪市
3 級地	神奈川県 大阪府	埼玉県：さいたま市
		千葉県：千葉市
		愛知県：名古屋市
4 級地	愛知県 京都府	宮城県：仙台市
		茨城県：水戸市、牛久市
		埼玉県：川越市
		千葉県：松戸市
		静岡県：静岡市
		滋賀県：大津市
		兵庫県：神戸市、尼崎市
		奈良県：奈良市
		広島県：広島市
		福岡県：福岡市
5 級地	茨城県 栃木県 埼玉県 静岡県 三重県 兵庫県 奈良県 福岡県	北海道：札幌市
		群馬県：前橋市
		富山県：富山市
		石川県：金沢市
		山梨県：甲府市
		長野県：長野市
		岐阜県：岐阜市
		和歌山県：和歌山市
		岡山県：岡山市
		香川県：高松市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和 7 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第 7（第36条関係）

寒冷地手当支給地域

北海道旭川市、北海道札幌市、北海道釧路市、北海道函館市、
北海道檜山郡江差町、北海道二世郡八雲町、青森県青森市、
青森県むつ市、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、岩手県盛岡市、
岩手県大船渡市、秋田県鹿角市、山形県山形市、
福島県会津若松市、新潟県佐渡市

別表第8（第19条の3関係）

特地勤務手当支給地域

地域事務所	所在地	級別区分
長崎地方事務所五島地域事務所	長崎県五島市	1級地
長崎地方事務所対馬地域事務所	長崎県対馬市	1級地
長崎地方事務所壱岐地域事務所	長崎県壱岐市	1級地
島根地方事務所西郷地域事務所	島根県隠岐郡隠岐の島町	1級地
鹿児島地方事務所奄美地域事務所	鹿児島県奄美市	2級地
鹿児島地方事務所徳之島地域事務所	鹿児島県大島郡徳之島町	3級地
沖縄地方事務所宮古島地域事務所	沖縄県宮古島市	2級地

別表第 9 （第19条の 5 関係）

準特地勤務手当支給地域

地域事務所	所在地
新潟地方事務所佐渡地域事務所	新潟県佐渡市